

■BUSINESS ACCOUNT 規定 新旧対照表

旧	新
第 6 条 保険金が支払われない場合 キャッシュカード盗難保険規定第 4 条（ア）の記載にかかわらず、次のとおりとします。 お客さままたはお客さまの法定代理人（お客さまが法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）およびお客さまの従業員の故意もしくは重大な過失または法令違反に起因する損害に対しては保険金は支払われません。	第 6 条 補償が行われない場合 キャッシュカード盗難補償規定第 4 条（ア）の記載にかかわらず、次のとおりとします。 お客さままたはお客さまの法定代理人（お客さまが法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）およびお客さまの従業員の故意もしくは重大な過失または法令違反に起因する損害に対して補償は行われません。